

成年後見制度の申立経費助成のご案内

この制度は、成年後見制度の利用が必要な親族等の後見開始等の申立てを行おうとする方が、所得や資産が少ないために、申立経費を負担することができない場合に、手数料や鑑定費用を助成するものです。

※必ず申立て前にご相談ください（申立て後は申請できません）。

【助成の対象者及び要件】

家庭裁判所に対し後見開始等の審判請求を行おうとする方（申立人）であり、かつ、次の要件のすべてに該当している方。

- 後見等開始の審判請求時に本人が中野区に住民登録がある（ただし、介護保険等による住所地特例等を受けて、中野区外に住民登録を移した者を含む）
- 申立てに際し、中野区成年後見支援センターの申立て支援に関する事業を利用している
- 本人及び申立人が生活保護を受給中、もしくは住民税非課税である
- 本人及び申立人名義の預貯金口座残高等の合計額が、それぞれ600,000円以下である
- この制度以外の助成制度を利用していない

【助成の内容】

- ① 手数料等（申立手数料・郵便切手代・登記手数料）…収入印紙、郵便切手を現物でお渡しします。
- ② 鑑定費用（家庭裁判所から通知があった場合のみ）…本会が家庭裁判所へ直接振り込みます。

【申請に必要な書類】

- 申請書
- 本人及び申立人の生活保護受給証明書又は直近の区市町村民税の非課税証明書等
- 本人及び申立人の名義のすべての預貯金通帳の写し
（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義人の氏名・直近の口座残高がわかるもの）
- 本人と申立人の関係がわかる戸籍謄本等の写し

※申請手続きにあたり、家庭裁判所に提出する申立書類一式を確認させていただきます。

【助成申請・決定までの流れ】

- ① 相談…当センターへご相談ください。要件の確認をしたうえで申請書をお渡しします。
- ② 必要書類を添えて助成申請
- ③ 審査・助成決定…決定通知と郵便切手・収入印紙の現物をお渡しします
- ④ 家庭裁判所へ申立て

※審判手続き中に家庭裁判所から鑑定費用の請求があった場合は、支払いはず、当センターへご連絡ください。本会が家庭裁判所へ直接振り込みます。

- ⑤ 成年後見等の審判が確定後、家庭裁判所からの「後見開始等の審判書」謄本の写しを提出

【問い合わせ】 社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区成年後見支援センター

中野区中野 4-11-19 中野区役所 4階 / 電話：03-5380-0134 FAX：03-5380-0591

※受付時間は月曜～金曜の午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始はお休みです）

2026年4月発行